

西区地域活動支援コーナー 利用規約

1. 利用可能時間

(1) できるだけ多くの方にご利用いただくため、利用時間は、2時間までとします。

2時間を超える利用を希望する場合は、西区地域協働課（以下、「地域協働課」という）へ事前に届け出が必要です。届け出いただいた場合でも、次の利用希望者があれば、場所を譲ってください。

(2) 地域活動コーナーは区役所の業務スペースの一部であるため、西区役所が西区地域活動支援コーナーを使用する時間帯は、利用できません。利用できない日時は、あらかじめ西区ホームページにてお知らせいたしますので、確認してください。

2. 利用対象

主として西区民で構成され、西区内で協働と参画のまちづくりを推進する地域活動団体及び協働と参画のまちづくりに関心を持ち自ら実践しようとする者（団体、個人）です。

また、西区地域活動支援コーナーは、以下の目的・用途に利用することはできません。

- (1) 個人的な利用
- (2) 営利目的の利用
- (3) 宗教的又は政治的な活動のための利用
- (4) 公益を害し、又は風俗を乱すおそれのある利用
- (5) 飲食を主目的とする利用
- (6) 区役所の業務の妨げとなる行為
- (7) 第三者に迷惑や不快感を与える又はその恐れのある行為
- (8) その他区長が不相当と認める利用

3. 利用団体登録

西区地域活動支援コーナーの利用を希望する方・団体は事前に「西区地域活動支援コーナー利用登録申請書（様式1号）」に必要事項を記入し、来庁、郵送、メール、FAXにて地域協働課へ提出してください。

登録内容に変更があった場合は、速やかに「西区地域活動支援コーナー利用登録変更届（様式3号）」の提出が必要です。ただし、団体構成員の大幅な変更により西区在住・在学・勤務者が半数以下になった場合や、活動内容が当初と大幅に変更になった場合などは、改めて利用登録申請が必要となります。

4. 利用方法

(1) ミーティングスペース（10名程度が着席できるテーブル席）

① 予約申込方法

・受付開始日：利用日の前月1日（先着順）

・申込手順：予約状況を確認のうえ「西区地域活動支援コーナー利用（予約）申請書」（以下、「利用申請書」という）に必要事項を記入し、来庁、郵送、メール、FAXにて地域協働課へ提出

② 当日の利用方法

・地域協働課にて受付を行ってから入室してください。

③ 事前予約のない利用について

・部屋が空いている場合は、利用可能です。

・利用希望者は、地域協働課受付にて空き状況を確認してください。利用の際は、受付にて手続きを行ってから入室してください。

(2) コミュニケーションスペース (2~3名が着席できるテーブル席、ソファ席)

・利用希望者は、利用日に地域協働課受付にて空き状況を確認してください。

・空きがあれば、受付で利用申請書に必要事項を記入してください。事前予約はできません。

(3) 印刷機 (大量印刷向け)

① 当日の利用方法

・利用希望団体は、地域協働課にて利用申請書に必要事項を記入し、受付をしてください。事前予約はできません。利用希望時間帯が他団体と重なる場合は、先着順です。

・利用団体には、印刷用のICカードをお渡しします。

② 利用における注意

・印刷用紙は各自でお持ち込みください。

・1原稿あたり30枚以上印刷する場合のみ利用できます。 ※通常のコピーと異なります。

・印刷物は1部、地域協働課へ提出が必要です。

(4) 地域団体用ロッカー

・地域団体の備品を保管するために、ロッカー (ダイヤルロック式) の貸出を行っています。(先着順)

① 貸出対象ロッカー

・小 12室 内寸 W412×D408×H364 (内部2段棚 上段H99、下段H265)

・大 3室 内寸 W818×D340×H282

② 申込方法

・利用希望団体は、「地域活動支援コーナーロッカー利用申込書」を提出してください。

・西区役所と契約を締結し、ロッカーの利用料をお支払いいただきます。契約は1年ごとです。

(5) その他貸出備品

Web カメラ、イヤホン、マイク付きヘッドフォンの無償貸出を行っています。

「地域活動支援コーナー 備品貸出簿」に記入し、地域協働課受付に提出してください。

5. 利用上の注意事項

(1) 利用後は後片付けや机上の清掃を行い、ごみは各自持ち帰ってください。

(2) 飲食を主とする目的で利用することはできません。飲酒・喫煙は禁止です。

(3) 利用中に地域活動支援コーナーの器物等を破損した場合、器物等を原状に復するための修繕費等を負担いただきます。

(4) 駐車サービス券の交付は行っていません。

(5) 西区地域活動支援コーナーの貸切利用はできません。

(6) 規約に記載のない事柄は、西区地域活動支援コーナー設置要綱及び神戸市の条例、その他関連法令に基づき、対応します。